

第 4 章

障害者計画

基本目標 1 理解とふれあいに満ちた共生社会の実現

(1) 相互理解の促進

現状と課題／施策の方向

障害のある人となない人が、障害の有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、市民一人ひとりが、障害のある人にとって日常生活や社会生活を営む上で制約となる社会的障壁を十分に理解することが必要です。

アンケート調査では、障害者や障害児が住みよいまちをつくるために重要だと思ふこととして、「市民の障害児者への理解を図るための、福祉教育や広報活動の充実」が、すべての障害種別で3割を超える結果となっています。

障害のある人となない人を隔てる心のバリアをなくし、互いに理解し合いながら地域でともに暮らしていけるよう、障害についての正しい理解を深めるための普及・啓発活動に取り組みます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
「障害者週間」の周知・啓発	共生社会の理念と普及を図るため、12月3日から9日までの「障害者週間」の周知・啓発を図ります。	福祉課
各種媒体を活用した障害児者への理解の啓発	障害及び障害児者に対する正しい理解のための記事掲載等を、市広報紙、市ホームページ、よいちメール、市社協だよりなどにより実施します。	福祉課 社会福祉協議会
障害児者が利活用する設備等への配慮の周知	障害児者が利活用する視覚障害者誘導用ブロック、補助犬、補装具等に対する理解を促進するとともに、円滑な利活用のために必要な配慮等についての周知を図ります。 また、障害者用駐車スペースが、適正に利用されるよう、「身体障害者駐車マーク」や「おもいやり駐車スペース」の周知・普及等を図ります。	福祉課 道路課
ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発	障害児者に対する理解を促進するためのヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発に努めます。	福祉課 社会福祉協議会

施策名	施策の内容	担当課等
正しい障害児者理解と 人権尊重の促進	障害及び障害児者を正しく理解し、障害児者の 人権尊重を促進します。 また、合理的配慮についての理解を深めるため、 市職員及び市民への普及啓発に努めます。	福祉課 政策推進課

(2) 差別の解消及び権利擁護の推進

現状と課題／施策の方向

障害者の権利を守り、地域で安心して暮らしていくためには、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」に基づき、障害児者に対する差別の解消につながるよう、必要な施策を推進していくことが重要です。

また、権利擁護の推進では、自分自身で選択や責任ある決定をすることが困難な人のために、本人の人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが本人の意思を理解した上で代弁、代行できる体制の整備が求められています。

アンケート調査では、障害があることで差別や嫌な思いをしたことがある人の割合が約5割と、依然として差別事象が発生している状況がうかがえます。また、成年後見制度を認知している割合は約3割であるとともに、利用を考えている割合は約1割となっています。

差別の解消を実効性のあるものとし、すべての人が安心して暮らすことのできる社会の実現を図るため、令和5年3月に策定した「大田原市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度を広く周知し、その利用促進に係る取組を強化します。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
障害者差別解消法の周知・啓発	障害を理由とする差別の解消を推進するための周知・啓発を図ります。 また、市が行う事務・事業に対し、「大田原市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、不当な差別的取り扱いを禁止するとともに、負担が過重とならない範囲で合理的配慮を実施します。 さらに、令和6年4月1日から合理的配慮の提供が事業者の義務となることを広く周知・啓発します。	福祉課
成年後見制度の周知	障害者一人ひとりの権利が守られ、自立して生活できるよう、パンフレットや市広報紙、SNS、市ホームページなどによる情報提供により、成年後見制度の利用方法等についての周知を図ります。	福祉課 高齢者幸福課

施策名	施策の内容	担当課等
成年後見制度の利用の促進	<p>令和5年3月に策定した「大田原市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置等により、成年後見制度の相談・利用の促進に努めます。</p> <p>また、後見・保佐・補助制度を必要とする状態にあっても、身近な親族がいなかったり、申立てにかかる費用負担が困難な障害者に対しては、自らが希望する自立した日常生活を営むことができるよう、大田原市成年後見制度利用支援事業の利用を勧めます。</p>	<p>福祉課 高齢者幸福課</p>
障害者が自ら判断できる環境づくりの促進	<p>家庭や学校、地域等において、子どもの頃から、生活のいろいろな場面で障害者本人の意思表示を促すとともに、誰とでも一緒の環境の中で地域生活が送れるような環境づくりを促進します。</p>	<p>福祉課 学校教育課</p>
日常生活自立支援事業の普及・啓発促進	<p>とちぎ権利擁護センター「あすてらす」のパンフレット、市広報紙、SNS、あすてらすおたわら（市社会福祉協議会で実施）のパンフレット、市社協だより、障害者相談支援センター等により権利擁護事業である日常生活自立支援事業の普及・啓発に努めます。</p> <p>また、障害者団体、NPO法人（特定非営利活動法人）、福祉施設等を通じ事業を周知、利用を促進します。</p>	<p>福祉課 社会福祉協議会</p>
関係機関等との連携強化	<p>とちぎ権利擁護センター「あすてらす」と「心配ごと相談所」、「無料法律相談」などの相談を活用し、必要に応じて金融機関、地域住民など障害者を身近で支える人々との連携を強化します。</p>	<p>福祉課 社会福祉協議会</p>

(3) 虐待防止の推進

現状と課題／施策の方向

障害のある人に対する虐待が問題となっており、関係機関や地域住民のネットワーク体制の整備と早期に発見する体制を整えることが求められています。

障害のある人の権利を守るため、「障害者虐待の防止、障害者の養育者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）」に基づき、障害のある人に対する虐待防止、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図り、障害のある人への虐待を防止するための体制を強化します。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ	障害者一人ひとりの権利が守られ、自立して生活できるよう、パンフレットや市広報紙、SNS、市ホームページなどによる情報提供により、市民やあらゆる関係者に対し、障害者虐待防止法について周知し、正しい理解と虐待の未然防止に努めます。	福祉課
虐待の早期発見・早期対応	障害者に対する虐待の通報相談に対し、迅速かつ適切に対応するとともに、障害者等の虐待通報義務について徹底します。	福祉課
障害者の安全確保を最優先する	緊急保護を必要とする場合は、措置入所を検討、実施します。	福祉課
関係機関の連携・協力による対応と体制	複数の関係機関が連携を取りながら、障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応します。	福祉課 健康政策課 保育課 子ども幸福課 高齢者幸福課

(4) 福祉教育の充実と交流機会の推進

現状と課題／施策の方向

障害のある人とない人がお互いを理解し合い、それぞれが支え合う社会を実現するためには、障害のある人に対する理解と認識を深めるための教育が重要です。

アンケート調査では、障害者や障害児が住みよいまちをつくるために重要だと思ふこととして、「障害児者と市民がふれあう機会や場の充実」が、知的障害者、精神障害者では2割を超える結果となっています。

学校、保育所・幼稚園・認定こども園、社会福祉協議会、福祉施設、その他関係機関が連携し、また地域活動を通じて障害のある人との交流を促進し、地域全体での福祉教育を推進します。

また、交流・ふれあい活動や地域での支え合い活動を通じて、障害及び障害のある人に関する市民の理解を深め、こころのバリアフリーを促進します。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
福祉体験・福祉教育の推進	障害及び障害者への正しい理解を促進するため、学校や地域での活動において、福祉体験活動や障害者当事者との交流、小・中学校と特別支援学校との交流など、福祉施設、教育機関及び地域の日常的交流活動等を展開します。	福祉課 学校教育課 社会福祉協議会
教職員の研修	福祉教育に関する研修の機会を充実し、教職員の専門性の向上を図ります。	福祉課 学校教育課 社会福祉協議会
障害者の活動拠点機能の促進	地域における障害者同士の交流や情報交換等を行うことができる、障害者の活動拠点としての機能を促進します。 また、身近な地域での居場所づくりと相談支援に努めます。	福祉課
施設行事への地域住民の参加の促進	障害者施設で催される行事等への地域住民の参加を促進します。 また、福祉ふれあいまつりにおける施設の紹介、物販を促進します。	福祉課

施策名	施策の内容	担当課等
施設機能の開放	障害者施設における陶芸、カラオケ、スポーツ大会等の活動拠点施設等を地域の住民に開放するほか、巡回相談等の会場にするなど地域の活動拠点としての施設機能の開放を促進します。	福祉課
親の会、家族会、育成会などの充実	障害児者や精神障害者の家族間の交流を活発化するため、親の会、家族会、育成会等の活動を支援するとともに、障害児者や家族同士の交流を促進します。	福祉課
障害者の地域活動への参加	障害者が地域の一員として生活していくために、地域の行事等への参加を促進します。 また、お互いの理解が進むよう、地域住民との交流を促進します。	福祉課 社会福祉協議会 政策推進課
障害者団体と地域との交流促進	相互理解を推進するため、障害者団体の活動の一環として、高齢者や女性、青少年等の団体との交流活動を促進します。	福祉課

(5) 地域福祉活動の促進

現状と課題／施策の方向

ボランティア活動は、障害のある人が地域で生活をしていく上で重要な役割を担っています。日常生活の中で生じる障害のある人の様々なニーズに対して、自助・互助・共助・公助を柔軟に組み合わせながら、地域全体が連携して取り組むことが重要です。

ボランティア活動やNPOの育成に努め、社会福祉への理解と参加を広げていくため、地域住民が様々なボランティア活動等に参加できる場や仕組みを地域の中に構築していきます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
地域住民によるボランティア参加の促進	障害者施設において、作業活動の援助、散歩の同行、話し相手など地域住民によるボランティアの参加を促進します。	福祉課 社会福祉協議会
障害者のボランティア参加	障害児者自らの能力を生かし、支援を受ける立場ではなく、支援をする立場に立ち、お互いを理解し尊重できるよう、可能な範囲でボランティア活動への参加を促進します。	福祉課 社会福祉協議会
地域福祉計画の実施	地域における福祉サービスの利用推進と社会福祉のための事業育成のため、住民参加による市地域福祉計画及び市社会福祉協議会で策定する地域福祉活動計画に基づき、地域福祉活動を実施します。	福祉課 社会福祉協議会
推進体制の促進	地域福祉を推進するために、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、自治会、障害者団体、民生委員・児童委員、ボランティア団体等による地域福祉活動推進体制の連携を促進します。	福祉課 社会福祉協議会
住民活動の促進	障害者と共に生きる社会の実現に向けて、ボランティア団体やNPO法人、企業等をはじめとする住民の主体的な参加によるボランティア活動及びネットワークづくりを促進します。	福祉課 社会福祉協議会

施策名	施策の内容	担当課等
障害者団体の活動の促進	大田原市身体障害者福祉会、大田原市障がい児者等保護者会、大田原障がいを持つ子と親の会等の障害者関係団体の活動を支援し、地域での活動と関係機関・団体との連携を促進します。	福祉課
地域資源の有効活用の促進	地域に根ざした福祉活動を展開するため、地域における社会資源としての各種施設の有効利用を促進するとともに、地域住民やボランティアなどの積極的参加のもと、住民の有する様々な技術や経験等の活用や発表などを促進します。	生涯学習課

基本目標 2 地域での暮らしを支える生活支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

現状と課題／施策の方向

障害のある人が、必要な支援を受けながら自らの意思決定に基づき地域社会で生活を送るためには、障害のある人本人の自己決定を尊重する観点から、適切に相談支援が受けられるよう、障害種別や様々なニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施が必要です。

また、障害のある人やその家族によるピアサポート事業の促進など、多様な相談支援体制の充実が求められています。

アンケート調査では、障害者や障害児が住みよいまちをつくるために重要だと思ふこととして、「福祉窓口の一本化や、相談支援体制の充実」が、難病患者では3割を超える結果となっています。

障害のある人やその家族が地域で安心して生活ができるように、令和5年度に設置した市の中核的な相談機関である基幹相談支援センターを拠点として、より身近なところで総合的な相談支援が行える体制の強化と、広域的な連携を図るとともに地域自立支援協議会において、地域の実態や課題等の情報を共有しながら、地域の課題解決に向けて取り組めます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
総合的な相談支援体制の強化	<p>障害者の自己決定や様々な支援に向けて、身近なところで相談を受け、適切なアドバイスができるよう、市、大田原市障害者相談支援センター（身体障害・知的障害・精神障害）、地域生活支援センターゆずり葉（主に精神障害）等による相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>また、令和5年度より設置した基幹相談支援センターを中心とした相談支援機能の強化を図るとともに、地域生活支援拠点事業の円滑な運営及びさらなる充実に努めます。</p>	福祉課

施策名	施策の内容	担当課等
広域における相談支援体制の整備	市、市社会福祉協議会、市が委託する障害者相談支援センター等だけでは対応が困難な課題等に対応するため、県北健康福祉センターや県北児童相談所、那須特別支援学校、ハローワーク、近隣市町などの関係機関と連携を図り、広域的な相談支援体制の充実を図ります。	福祉課
相談支援専門員の資質向上	適時適切な相談支援を行うため、人材育成部会等において多職種を交えた事例検討会や情報交換等の機会を通じて、相談支援専門員の資質の向上を図ります。 また、県などが主催する研修ワーキンググループや主任相談支援専門員を活用した人材の育成や、初任者研修へ積極的に参加を促すなど、各相談支援専門員の資質向上に努めます。	福祉課
障害者相談員との連携、支援	障害者やその家族などからの身近な相談に応じられるよう、身体障害者相談員、知的障害者相談員の活動を支援します。 また、県などが主催する障害者施策、教育、職業等の幅広い分野にかかる研修への参加を促すなど、各相談員の資質向上に努めます。	福祉課
地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の充実	障害者やその家族のライフサイクルを通じた障害福祉サービスの利用支援や困難な事例の対応、委託相談の評価に基づいた相談支援体制、社会資源の有効活用などを協議します。 また、当事者による相互支援（ピアカウンセリング）や権利擁護のために必要な援助等を図り、地域の現状・課題などの情報共有・情報発信をし、様々な障害者の地域生活への支援を図るネットワークづくりを推進します。	福祉課
障害者への一貫した支援をするための継続した情報の確保	障害者への支援を継続し、一貫性を持った相談支援ができるよう、本人や家族の同意を得た上で、プライバシーに十分配慮しながら情報の確保、使用に努めます。	福祉課

施策名	施策の内容	担当課等
指定特定相談支援事業の促進	サービス等利用計画について、個別支援計画との連動も含めて相談支援専門員が総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、長期的な視点のもと、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成する体制づくりを促進します。	福祉課
共生社会に向けた連携促進	複雑で困難な課題に対応するためには、子ども、高齢者、障害者などあらゆる相談に対応できる体制が必要であることから、国で示された「我が事」、「丸ごと」地域共生社会の実現に向け、「大田原市地域福祉計画」に基づき重層的な相談支援体制の充実を図ります。	福祉課
相談支援体制の整備	学校や相談機関において、カウンセラーなどの専門職による相談体制の充実を図るとともに、悩みや不安に対する精神的ケアを行い、障害児の保護者や中途障害者の障害の受容を支援します。	学校教育課 福祉課

(2) 情報提供の充実

現状と課題／施策の方向

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通を図る施策を充実させ、障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を一層推進する必要があります。

アンケート調査では、障害や福祉サービスなどに関する情報の入手先として、「インターネット」と回答している割合は全体で約3割、難病患者では4割を超える結果となっています。

年代や障害種別等により、情報の入手先は異なる傾向もみられることから、様々な媒体を通じて、障害のある人が取得及び利用しやすくなるように、情報アクセシビリティの向上に努めるとともに、関係機関と連携して、障害のある人の地域生活が向上するように情報内容の充実を図ります。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
障害者福祉サービスに関する情報提供の充実	障害者が自分に合った福祉サービスを選択できるよう、市広報紙や市ホームページ、SNS、パンフレットの配布、ガイドブックや市広報紙等のデージー化などにより、障害特性に配慮した方法で障害者施策の情報提供を充実します。 障害福祉サービスなどの制度の情報提供を図るため、基幹相談支援センター、大田原市障害者相談支援センター、福祉施設等でパンフレット等によるきめ細かな情報提供を推進します。	福祉課 情報政策課
障害特性に応じた方法での情報の提供	視覚障害者、聴覚障害者に対し情報の提供を円滑に行うため、とちぎ視聴覚障害者情報センターの利用を促進します。 また、県や市が提供する情報の点訳や音声化（デージー化）、図やイラストによる表現の工夫など、障害特性に応じた理解しやすい表現方法による情報の提供に努めます。 障害者が必要な情報を円滑かつ正確に得られるよう、様々な媒体を活用するとともに、障害特性や場面に配慮した情報提供を行います。	福祉課

(3) 意思疎通支援の充実

現状と課題／施策の方向

障害のある人が円滑に情報を取得及び利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、コミュニケーション支援の充実を推進することが求められています。

アンケート調査では、コミュニケーションをとる上での困りごととして、「伝えたいことを理解してもらうのに時間がかかる」、「うまく質問できない、伝えられない」が上位に挙げられています。

意思疎通の支援は生活のあらゆる場面において欠かせないものであり、意思疎通を支援する手段は多種多様にわたることを踏まえ、障害のある人とない人とのコミュニケーションが広がるよう検討していくとともに、障害の特性に合わせた多様な意思疎通支援を推進していきます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
情報通信技術の普及	視覚、聴覚等に障害のある人が、意思疎通を容易にし、情報を収集でき、自らも情報を発信しやすくする情報通信技術の普及に努めます。	福祉課
手話通訳者、要約筆記者等の養成・派遣	障害特性に応じた意思疎通支援のため、要約筆記者の養成事業を行うとともに、手話通訳者や要約筆記者を派遣する意思疎通支援事業の利用を促進します。 また、手話通訳や要約筆記など意思疎通支援者の不足が見込まれることから効率的な派遣事業の実施や効果的な養成方法と、盲ろう者に対する意思疎通の支援についても検討します。	福祉課

(4) 障害福祉サービス等の充実

現状と課題／施策の方向

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、自立と社会参加を図っていくことが求められています。また、障害の多様化、重度化、高齢化など、求められる支援の質や内容も複雑化しており、一人ひとりのニーズに的確に対応するためには、サービスの質の向上が求められています。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスをはじめ、障害のある人の地域生活を支援する各種サービスの提供基盤の整備及びサービスの質の向上を図ります。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
障害福祉サービス等の充実	障害者総合支援法に基づいて実施される障害福祉サービス等を、適切かつ効率的に提供できるよう、各サービスの充実を図ります。	福祉課
地域生活支援事業の充実	地域で生活する障害者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて柔軟に実施する地域生活支援事業の充実を図り、障害者の自立した日常生活及び社会生活を支援します。	福祉課
障害福祉サービス事業者等の自己評価の促進	障害者により良いサービスを提供するため、障害福祉サービス提供事業者の自己評価の実施を促進し、評価結果に基づきサービスへの反映を図ります。	福祉課
障害福祉サービスの利用者と事業者によるサービスの検証の促進	障害福祉サービス利用者と障害福祉サービス提供事業者によるサービス満足度評価や話し合いの場を設けるなど、サービス検証を促進しサービスの質の向上を図ります。	福祉課
障害福祉サービスの第三者評価の推進と評価情報の公表の促進	障害福祉サービス提供事業者が質の高いサービスを提供するため、第三者評価の受審を促進するとともに、評価結果の公表を促進します。	福祉課
苦情対応機能の充実	障害福祉サービスを利用している障害者及びその家族に対して、苦情解決制度の普及啓発を推進します。	福祉課

施策名	施策の内容	担当課等
相互利用の推進	障害者が身近な地域にある施設を利用し、サービスの提供を受けることができるように、身体障害、知的障害、精神障害の障害種別を超えた施設の相互利用を促進します。	福祉課

(5) 生活を支えるサービスの充実

現状と課題／施策の方向

障害のある人が安定した生活を送るためには、経済的支援の充実が求められており、各種制度の周知と利用促進を図ることが必要です。

また、アンケート調査結果では、日常生活を送る様々な場面において、外出支援へのニーズが高い傾向がみられることから、日常生活の利便と行動範囲の拡大を図るため、移動支援等を行う必要があります。

さらには、在宅で障害のある人を介助する家族の急用や急病など、緊急時における短期入所（ショートステイ）など、レスパイトケアに取り組む必要があります。また、近年顕在化してきたヤングケアラーに対する支援が求められています。

障害のある人の生活を支えるため、サービスを必要とする人に提供されるよう周知を図ります。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
手帳制度の普及と推進	障害に対する様々なサービスの提供を受けられるよう、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の制度の普及と障害福祉サービス等の情報提供に努めます。	福祉課
年金・手当等制度の普及と推進	障害者及び障害者のいる家計の安定を図るため、庁内関係課と連携し、各種年金制度や各種手当制度の周知を図り、経済的な支援をします。	国保年金課 福祉課
行動範囲の拡大	障害者の日常生活や社会参加を支援するため、鉄道、バス、航空機、タクシー等の運賃割引をはじめとする優遇制度の周知を図ります。 また、福祉タクシー事業、人工透析通院燃料費助成金支給事業及び高齢者の外出支援事業等の独自事業と、生活路線バスやデマンド交通などの公共交通施策について、障害者が利用しやすい制度となるよう検討していきます。	福祉課 生活環境課 高齢者幸福課
移動支援の充実	病院等の通院を支援する通院介助、同行援護、行動援護、社会生活上必要不可欠な外出を支援する移動支援事業などの移動支援の周知を図ります。	福祉課

施策名	施策の内容	担当課等
身体障害者補助犬の同伴による施設利用の促進	身体障害者の社会参加等を促進するため、盲導犬、介助犬、聴導犬による身体障害者補助犬制度の周知と理解を図るとともに、身体障害者補助犬を同伴しての施設利用について、事業所等への周知に努めます。	福祉課
各種割引等のサービスの推進	有料道路通行料金、公共交通機関等運賃の割引や税金、NHK受信料、郵便料の減免などの制度の周知に努めます。	福祉課
家族支援の推進	家族が休息をするため、障害児者を預ける短期入所サービスや日中一時支援事業等を実施し、レスパイトケアを図ります。 また、介護する家族等の急病、怪我等により短期入所を受け入れる地域生活支援拠点事業の周知を図ります。ヤングケアラーの相談できる場について検討していきます。	福祉課
FAXやスマートフォン利用による緊急通報システムの促進	聴覚障害者の緊急通報手段として、警察や消防等に対する通報システムを、必要とする人が利用できるよう市広報紙等での周知を図ります。 また、よいちメールにより、メール登録者には、防犯・防災情報を配信します。	福祉課 情報政策課 危機管理課

(6) 福祉人材の養成・確保

現状と課題／施策の方向

人口減少や少子高齢化など社会環境が大きく変化する中で、利用ニーズに応じた障害福祉サービスの提供が求められています。一方で、障害福祉サービスを提供する職員の平均賃金の水準は、全産業の平均賃金と比較して低い傾向にあり、また、職員の勤続年数が短いなどの状況となっています。

国では、障害者総合支援法に規定される障害福祉サービスについて、「福祉・介護職員処遇改善加算」など、介護・障害福祉従事者の処遇改善を進めてきました。

アンケート調査では、障害者や障害児が住みよいまちをつくるために重要だと思ふこととして、「社会福祉の専門的な人材の確保・養成」が、知的障害者、難病患者では3割を超える結果となっています。

必要な障害福祉サービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、教育機関や民間事業者、関係機関等と連携し、障害福祉分野に関わる人材の確保を支援するとともに、他職種等との連携を強化し、必要な人材の育成を図ります。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
福祉人材の養成・確保	福祉に関わる民間事業者、関係機関等と連携を図り、福祉業務に携わる人材定着を促進します。	福祉課
福祉関係職員の資質向上のための研修への参加促進	障害福祉サービス提供事業者等の福祉関係職員が、最新の知識を習得し資質向上を図り、障害種別を超えた対応ができるよう、障害についての幅広い理解と知識を得るための研修への参加を促進します。	福祉課
他職種等との連携強化	障害種別を超えた対応や生活上の多様なニーズへの対応のため、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、リハビリテーション医療従事者等の専門的な職種間、又は教職員や関係機関職員等との多様な連携強化を図るとともに、ケア会議などの多職種によるチームアプローチを促進します。 また、様々な障害の諸問題の解決・対応等について地域自立支援協議会で検討・協議を図ります。	福祉課

基本目標3 保健・医療の充実

(1) 医療・リハビリテーションの充実

現状と課題／施策の方向

健康を維持・増進し、地域で安心して生活するためには、生涯にわたる健康づくり施策が重要であり、疾病や二次障害の予防への対応等、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた、きめ細かな保健・医療サービスの充実に努める必要があります。

本市では、生活習慣病予防や健康管理を目的として、各種健診事業を実施するとともに、身近な地域で生活習慣病等について、気軽に相談し栄養指導や運動指導が受けられるよう、健康教育や健康相談を実施しています。

また、障害のある人の多様な医療ニーズに応えられるよう、行政機関と医療機関・福祉施設が連携を図り、保健・医療・福祉・リハビリテーション等の相談体制、医療費の負担軽減に努めてきました。

今後も継続して、医師・保健師・社会福祉士等による相談体制を障害の特性等に配慮し充実させるとともに、関係機関との連携のもとに、より体系的な保健医療体制を整備し、食生活や運動の指導、精神保健に対する啓発等により、より多くの方が自らの健康を維持・増進できるよう努めます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
障害者の保健事業の充実	栃木県障害者総合相談所が行う診査や巡回相談、在宅重度身体障害者訪問診査、とちぎ歯の健康センターや地域の障害者歯科相談医で行う歯科医療や相談等の啓発を図るとともに、市民健康診査を受診勧奨し、糖尿病等の生活習慣病の発症予防と重症化予防のために健康相談、健康教育を行います。	健康政策課

施策名	施策の内容	担当課等
自立支援医療給付等の促進	<p>障害の除去や軽減のための自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付や自己負担への助成、医療費負担の軽減を図る重度心身障害者医療費助成を引き続き行うとともに、専門医療機関や保健福祉サービスの情報提供等を行います。</p> <p>また、病院や診療所の協力のもと、連携を充実させ、かかりつけ医療機関から専門的医療機関へのスムーズな連携体制の推進を図ります。</p> <p>※自立支援医療（精神通院医療）は、栃木県で実施していますが、申請受付・受給者証の交付等は、市で実施しています。</p>	福祉課
医療リハビリテーション施設の啓発	<p>急性期・回復期のリハビリテーションを行う中核機関としての栃木県障害者総合相談所の利用の啓発を図ります。</p>	福祉課
地域リハビリテーション支援体制の整備	<p>障害者の質の高い生活を確保するため、栃木県障害者総合相談所をはじめ、医療、保健、教育、職業、福祉等の様々な分野との総合的な連携を促進し、情報収集に努めます。</p> <p>また、市の相談体制の充実や、障害者相談支援事業の実施により、継続的かつ一貫した相談支援の推進を図ります。</p>	福祉課

(2) 精神保健福祉施策の充実

現状と課題／施策の方向

これまで、精神障害者が退院後に安心して生活が送れるよう、精神保健・福祉サービスを主体的に選択・利用できる体制整備に努めてきました。また、市民に対して精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、心に悩みを持つ人が気軽に相談できるよう、「心の健康相談室」や「精神保健相談」の充実を図ってきました。

今後も継続して、精神障害者とその家族が安心して社会生活を送れるよう、関係機関等との連携強化を図り、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するとともに、精神疾患に対する市民への理解促進に努めます。

ストレス社会の現代において、年代にかかわらず、自らの心を健やかに保つことは重要な課題です。心の健康づくりと精神疾患の予防について、心の問題に関する相談対応のほか、健康教育の充実を図ります。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
精神科医療体制の充実	<p>県北健康福祉センター等と連携し、精神障害者に対する早期支援の充実と、精神障害者の緊急時における、精神科救急情報センターや精神科救急医療施設をはじめとした精神科救急医療の利用を促進し、適切な医療受診を図ります。</p> <p>また、地域の精神保健についての検討の場として精神保健検討会議において、精神障害者に対する支援内容の共有・検討を実施し、支援の充実を図ります。地域の精神保健についての検討の場を設置していきます。</p>	健康政策課 福祉課
精神科リハビリテーションの充実	<p>精神障害者の社会復帰が円滑に行われるよう、医療機関や県北健康福祉センター等との連携を図りながら、精神科デイケア施設等の利用を促進します。</p>	健康政策課
相談体制の充実	<p>市、大田原市障害者相談支援センター、地域生活支援センターゆずり葉（主に精神障害）、県北健康福祉センター、精神保健福祉センター等との連携のもと、精神障害者の相談支援の充実を図ります。</p>	福祉課 健康政策課

施策名	施策の内容	担当課等
自殺対策の推進及び自殺者等への配慮	大田原市自殺対策計画に基づき、自殺対策に係る人材を確保・養成するための講座を開催します。 また、自殺者及び自殺未遂者並びにその親族等の名誉及び生活の平穩に配慮し、自殺対策に取り組むとともに、県北健康福祉センター等関係機関との連携による包括的な支援に努めます。	健康政策課
精神科医をサポートできる心理職等や専門職種の養成	県等が開催する心理職等を対象とした精神医療に関する研修の参加を促し、精神保健福祉士等の資質の向上を支援します。	健康政策課
精神保健福祉に関する普及啓発の実施	精神障害者の社会復帰と社会経済活動への参加に対する地域の関心と理解を深めるため、県や関係機関との連携を図りながら、精神保健福祉に関する理解の普及啓発を推進します。	福祉課

(3) 様々な障害特性への支援

現状と課題／施策の方向

学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（AD／HD）、高機能自閉症等の発達障害について、理解を深める啓発活動に努めるとともに、発達障害の特性に合わせた療育を提供できるように、県北圏域に設置されている児童発達支援センターと連携を図り、ペアレントトレーニングなどを通じて、障害のある児童の保護者に対する支援の充実を図ってきました。児童発達支援センターは、地域における中核的な支援施設となることから、本市における設置についても検討を進めていきます。

また、障害福祉サービス等を利用する難病や高次脳機能障害等のある方の生活を支援するため、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
発達障害者の早期発見、相談支援の啓発	<p>発達障害者への支援は、市、大田原市障害者相談支援センター、県北健康福祉センター、児童相談所、栃木県発達障害者支援センター「ふぉーゆう」、教育、医療機関、市内の発達障害者相談支援サポーターなどの関係機関の連携のもとに発達障害の早期発見に努めるとともに、発達障害の理解を深めるための情報提供等を図り、必要に応じ発達障害者及びその家族へ栃木県発達障害者支援センター「ふぉーゆう」の利用を促進します。</p> <p>また、市の乳幼児健診や保育所等、学校等で支援が必要となった場合には、相談支援をはじめ児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などの療育訓練の支援を行います。</p>	子ども幸福課 保育課 学校教育課 福祉課

施策名	施策の内容	担当課等
発達障害者の情報の共有化	<p>発達障害児のライフステージに合わせ、保育所等から小・中学校におけるそれぞれの個別の教育支援計画を策定し、それぞれの環境や現場においてそのネットワークによる個別の教育支援計画の情報を基に発達障害児の支援を推進します。</p> <p>また、発達障害者の支援は、市、大田原市障害者相談支援センター、県北健康福祉センター、栃木県発達障害者支援センター「ふぉーゆう」、ハローワーク、医療機関等の連携のもとに就労支援等に結び付けられるようライフステージを通じた支援体制を検討します。</p>	<p>子ども幸福課 保育課 学校教育課 福祉課</p>
難病患者への情報提供・相談支援・居宅生活支援の充実	<p>県北健康福祉センターや医療機関との連携により、難病患者への情報提供及び相談支援を充実し、難病等の特性に配慮した障害福祉サービス等の提供に努めます。</p> <p>また、特定医療費や小児慢性特定疾病医療費及び、大田原市難病患者等福祉手当の周知を図ります。</p>	<p>福祉課 健康政策課</p>
高次脳機能障害者への支援の充実	<p>高次脳機能障害者に対応するため、高次脳機能障害支援拠点病院をはじめとする医療機関と連携し専門的な相談支援体制の普及に努めます。</p> <p>また、高次脳機能障害等に対する障害福祉サービス等の拡充を図るとともに、就労等の支援をするため、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターとの連携を図ります。</p>	<p>福祉課 健康政策課</p>

基本目標4 障害のある児童への支援の充実

(1) 切れ目のない支援体制の充実

現状と課題／施策の方向

障害児支援にあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが必要です。障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、障害児一人ひとりに合った切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ることが求められています。

また、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援するとともに、適切な時期に適切な療育を行うことにより、障害の程度を軽減し、いわゆる「二次障害」の発生を防ぐことができるよう、障害の早期発見・早期療育体制の整備・充実が求められています。

さらに、障害の有無にかかわらず、共生社会の実現に向けて、すべての児童が地域社会へ参加できるインクルージョンの推進が求められています。

アンケート調査では、お子さんが受けている支援等で充実させるべきと思うこととして、「会話やコミュニケーションに関する支援」、「友達など人とのかかわり方に関する支援」が上位に挙げられています。

今後も、乳幼児期における障害の早期発見・早期療育のため、関係機関等の連携を強化し支援体制の充実を図るとともに、障害のある乳幼児やその家族のニーズにあった各種サービスの実施体制を強化します。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
発達に関する相談体制の充実	乳幼児等の発達に関する不安を持つ方への相談体制を充実するとともに、栃木県発達障害者支援センター「ふおーゆう」、児童相談所や県北健康福祉センター等の関係機関との連携を図り、園生活から就学にかけて一貫した支援の実施に努めます。 また、その発達に問題を抱える子どもたちが、地域や保育所等、小学校等においてスムーズな連携が図られるよう大田原市幼保小連絡協議会との連携を図ります。	子ども幸福課 保育課 学校教育課

施策名	施策の内容	担当課等
乳幼児健診・療育システムの推進	乳幼児を対象に実施する乳幼児健康診査、県北健康福祉センターが実施する二次健康診査、関係機関が実施する療育指導についての連携を図り、早期発見から早期療育が円滑に進められるよう推進します。	子ども幸福課
児童心理治療施設への支援	情緒的、環境的に不適応を示している子どもに対する専門的な心理的治療を行うための児童心理治療施設に入所した、児童生徒への必要な支援を行います。	学校教育課 子ども幸福課
栃木県発達障害者支援センター「ふぉーゆう」との連携の充実	栃木県発達障害者支援センター「ふぉーゆう」との連携を図るとともに、発達段階に応じた指導、訓練等を受けられるよう、地域の医療機関等との連携を図ります。	福祉課
障害児療育支援環境の充実	在宅の障害児が、日常生活の基本的な動作訓練や集団生活への適応訓練、家庭における療育技術の指導が受けられるように、児童発達支援事業・放課後等デイサービスの充実を図ります。	福祉課
保育所等における障害児保育等の促進	保育所等において、他の子どもとの生活を通じてともに成長できるよう、保育所等での障害児保育や障害児教育を促進します。 また、保育所等訪問支援事業の利用を促進します。	福祉課 保育課
重症心身障害児(者)通園事業の充実	在宅の重症心身障害児(者)が、身近な地域にある施設で、日常動作、運動機能等の訓練を受けることができ、発達の促進や運動機能の維持、家庭における育児の指導が受けられるよう通園事業を促進します。	福祉課 子ども幸福課 保育課 学校教育課
医療的ケア児の支援体制の推進	医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図るとともに、必要に応じて家庭訪問による相談支援を行います。	福祉課 子ども幸福課 保育課 学校教育課
療育機関等への支援	心身障害児の相談、診断を推進するとともに、理学療法士、作業療法士、心理判定員等の専門職を中心に、地域の療育機関等への指導助言による支援体制を整備します。	福祉課 子ども幸福課 保育課 学校教育課

施策名	施策の内容	担当課等
各機関の連携の推進と教育機関の支援体制の整備	<p>障害児一人ひとりのニーズに応じた適切な支援が受けられるよう、教育、福祉、医療、保健関係機関等との連携のもと、学校での個別の教育支援計画の策定、活用の推進を図ります。</p> <p>また、保育所等から小学校や特別支援学校への円滑な進学ができるよう、大田原市幼保小連絡協議会等の開催などにより、相互の連携を図ります。</p>	<p>学校教育課 保育課</p>
特別支援学校との連携の推進	<p>特別支援学校のことり教室と連携し、障害のある子どもやその保護者に対する相談支援機能の充実を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>
相談担当者の資質向上と小・中学校等に対する支援の推進	<p>幼稚園、小・中学校等の教員に対し、相談に関する専門的な研修等により早期教育相談担当者の資質向上に努めます。</p> <p>また、障害のある幼児児童生徒への指導・支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、関係機関との連携・調整等に対する支援を推進します。</p>	<p>学校教育課 保育課</p>
障害者の職業自立に対する理解啓発の促進	<p>児童生徒一人ひとりの障害の状態や発達段階等を踏まえ、職業的自立を推進するための能力等の育成を支援するとともに、特別支援学校・教育委員会、ハローワーク、企業等の連携・協力のもと、現場実習先の開拓や新たな職域の開拓を支援します。</p> <p>また、障害のある生徒及びその保護者等に対し、障害者の一般雇用や雇用支援体制に関する理解の促進を図るとともに、スクールカウンセラーの派遣による相談支援を行うなど、適切な進路選択ができるよう支援します。</p>	<p>福祉課 学校教育課</p>

(2) 教育の充実

現状と課題／施策の方向

障害の有無に関わらず児童生徒がともに学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムは、障害のある児童生徒に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加ができるよう、一人ひとりの「生きる力」を培う教育の充実を図る必要があります。

そのために、障害のある児童生徒が、いきいきと学ぶことができるように、適切な教育支援としての「合理的配慮」を本人・保護者等と十分に話し合っていくとともに、障害のある児童生徒に対する理解を深め、豊かな人間性を育むための交流及び共同学習を推進していくことが重要です。

さらに、教職員への研修や適切な教育相談体制の充実等、障害理解の啓発と十分な支援体制の整備を図り、連続性のある「多様な学びの場」とするために「個別の教育支援計画」をさらに充実していく必要があります。

アンケート調査では、幼稚園・学校などに望むこととして、「就学相談や進路指導など、相談体制を充実してほしい」、「能力や障害の状況にあった指導をしてほしい」が上位に挙げられています。

人々が互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、障害のある児童生徒に関わるすべての人が、その多様な特性について理解を深めるとともに、教職員への研修や適切な教育相談体制の充実等、障害理解の啓発と十分な支援体制の充実に努めます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
個別の教育支援計画の有効活用	個別の教育支援計画を適切に作成・活用し、必要に応じて関係機関と連携するなど、一人ひとりにあった指導と支援の充実を図ります。	学校教育課
発達障害に係る相談体制の充実	小・中学校における発達障害のある児童生徒の保護者からの相談や、教員への指導・助言などができるように支援します。	学校教育課
重度・重複障害児童生徒に対する相談体制の充実	肢体不自由を有する重度・重複障害児童生徒の特別支援学校、地域の小・中学校での受け入れについて相談体制の充実を図ります。	学校教育課

施策名	施策の内容	担当課等
交流教育の充実	豊かな人間性の形成と障害児に対する正しい理解と認識を深めるため、小・中学校と特別支援学校との交流教育を充実します。	学校教育課
障害のある児童生徒に関わる教職員の専門性の向上	小・中学校の教職員の福祉に関する研修への参加を促進し、特に知的障害や発達障害等の障害に対する理解を深め、専門性の向上に努めます。	学校教育課
学校教育におけるアクセシビリティの向上	紙媒体の教科書による学習が難しい児童生徒に向けて提供されている「デイジー教科書」の周知を継続的に行い、必要としている児童生徒が適切に利用できるよう努めます。	学校教育課

基本目標5 社会参加の促進

(1) 雇用・就労の充実

現状と課題／施策の方向

社会的・経済的に自立するために、就労は大きな意味を持っています。

障害のある人の就労には、事業所の理解・協力が不可欠であり、受け入れる職場の環境整備や障害のある人の雇用に関する制度の普及・啓発を図っていく必要があります。一方、障害のある人を受け入れる事業所や能力に合った職種が少ないとされていることから、能力に応じて就労が可能となるよう、関係機関と連携を図り、雇用の創出を促進することも重要です。

令和4年の障害者雇用促進法の改正により、事業主における障害者雇用の一層の促進に向け、法定雇用率の引き上げとともに、事業主に対する支援策の強化が図られることとなりました。

アンケート調査では、就労支援として必要だと思うこととして、「職場の障害者への理解」、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が上位に挙げられています。

これらの現状を踏まえて、企業に対して障害者雇用についての情報提供や理解促進を図るなど、雇用の場の拡充に向けた取組を推進し、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、関係機関との連携を強化し相談窓口や就労後の職場定着の支援を充実します。また、就労をする上での必要な知識や能力の向上のための機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練の場や福祉的就労の場を確保することにより、就労に向けた活動を支援します。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
職業相談の充実	ハローワークや県北圏域障害者就業・生活支援センター「ふれあい」や県北産業技術学校、就労移行支援事業所との連携を図りながら、障害者の適正な職業選択や就職後の職場適応についての支援と、就労定着支援の利用促進により職場への定着を図ります。 また、特別支援学校卒業者の職業自立を推進するため、特別支援学校、ハローワーク等の関係機関の連携により、就労を支援します。	福祉課
公共職業能力開発施設等における障害者職業訓練の推進	障害者が就労に関する技能・知識を習得するため、栃木県や雇用・能力開発機構が設置する公共職業開発施設による、障害者の職業訓練の活用を推進します。	福祉課
障害者雇用率制度の周知と障害者雇用の促進	障害者の雇用機会の拡大による職業的自立を図るためハローワークと連携し、事業主に対し障害者雇用率制度や障害者雇用納付金制度に基づく助成など、障害者の雇用を促進する各種制度の周知を図るとともに、障害の特性に応じた支援を通じて障害者の雇用を促進します。 また、市の職員採用については、庁内に軽作業等を集約し、多様な障害者雇用を創出するとともに、法定雇用率を遵守します。	福祉課 総務課
職場環境の改善	障害者が働きやすい職場環境とするため、段差の解消やトイレ等の設備改造などのバリアフリー化について、事業主への理解を促進します。 また、障害者が容易に通勤できるよう路線バスなどの利便性の向上に努めます。	生活環境課 福祉課
障害者雇用促進会(面接会)への参加の促進	ハローワークと連携し、就職を希望する障害者と求人企業との合同面接会への参加を促進し、障害者の雇用の促進を図ります。	商工観光課 福祉課

施策名	施策の内容	担当課等
福祉施設から一般就労への移行の促進	就労支援施設等から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援や就労継続支援を行う事業所を整備し、利用を促進します。とちぎ職業訓練センターとの連携、ジョブコーチ制度の活用を促し重度者の雇用、定着に向けていきます。また、農業分野と福祉分野が連携した（農福連携）障害者の就労の拡大につながる取組を推進します。	福祉課 農政課 商工観光課
障害者就労施設等への発注の促進	就労継続支援（A型・B型）等における作業の受注の確保や製品の販路拡大、利用促進等により、施設運営の安定化を図ります。 また、障害者優先調達推進法の趣旨に準じて、市が購入する物品や委託する軽作業等について、対応可能な障害福祉サービス事業所への発注を促進します。	福祉課

(2) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進

現状と課題／施策の方向

スポーツや文化活動等の社会参加は生活を豊かにするものであり、積極的に促進していく必要があります。こうした活動を広げるには、障害のある人自身が参加への意欲を持つとともに、参加しやすい環境づくりを進めることが大切です。

障害のある人とない人が共に活動することを通じてお互いの理解が深められるよう、スポーツや文化活動等の支援を行います。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
活動機会の確保	障害者が行う文化活動の推進を図るため、各種講座の開催をはじめ、地域活動支援センター等においても多様な表現活動を取り入れるなど、身近な活動の充実により、活動機会の確保を促進します。	福祉課 生涯学習課 文化振興課
指導者の確保	障害者の文化活動等の指導者を地域の中から発掘し、活用を図ります。	福祉課 生涯学習課 文化振興課
発表機会の確保	大田原市福祉ふれあいまつりなどの障害者文化祭や芸術祭等への参加を促進するとともに、公共施設等の常設ギャラリーの活用等により、障害者の個性や能力を知る機会として、地域での発表機会を確保します。	福祉課 文化振興課
障害者スポーツの普及と指導員の養成	栃木県障害者スポーツ協会と連携し、障害者スポーツの普及・振興を図り指導員養成の周知を図ります。	福祉課

施策名	施策の内容	担当課等
スポーツ施設の利用促進	身近な地域でスポーツ施設が利用できるよう、既存施設の改修や障害者スポーツ設備・機材の配置を促進するとともに、障害者の利用料金の減免制度による利用促進を図ります。	スポーツ振興課
障害者スポーツ大会への参加の促進	那須地区3市町で共同開催されている那須地区障害者スポーツ・レクリエーション大会や、那須地区ふれあいスポーツ大会の充実を図り、参加を促進します。 また、栃木県障害者スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会への参加を促進します。	福祉課
レクリエーション活動の促進	レクリエーション交流会等の開催など、障害のある人とない人が一緒にレクリエーションを楽しめる機会の確保を図ります。	福祉課 生涯学習課 商工観光課
読書バリアフリーの推進	図書館での利用登録手順の確立、音訳依頼、デジタル図書の貸出・返却といった一連の流れを確立するとともに、音訳ボランティアと連携したサービス体制を整備し、図書館の体制強化を図ります。	生涯学習課
障害者社会参加推進センターの活用の促進	地域における自立生活と社会参加を推進するため、障害者を対象に、様々な社会参加促進施策を行う障害者社会参加推進センターの活用を促進します。	福祉課

基本目標6 安全・安心な暮らしの確保

(1) バリアフリーの推進

現状と課題／施策の方向

障害のある人や高齢者をはじめとするすべての人々が尊重され、生きがいを持って地域社会で生活するためには、あらゆる分野の活動に参加できる、快適で暮らしやすい生活環境のまちづくりが求められています。バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進は障害のある人の社会参加にもつながることから、今後も継続的に環境整備に取り組んでいく必要があります。

また、住まいは生活の基本であり、障害の特性や程度などに左右されることなく、誰もが可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けていけるような環境が必要です。

アンケート調査では、障害者や障害児が住みよいまちをつくるために重要だと思うこととして、「障害児者に配慮した道路・建物・駅などの整備」が約3割となっています。

すべての市民が快適で安心して日常生活が営める環境を整備するため、道路や公共施設等におけるバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
公共交通における施設整備等の促進	関係部署と連携し、誰もが安全で利用しやすい公共交通機関とするため、駅等の旅客施設へのエレベーター等の設置や、視覚障害者誘導用ブロックの敷設を促進します。 また、ノンステップバスの導入等路線バスの低床化等を促進します。	都市計画課 生活環境課
歩道等におけるバリアフリー化の促進	「大田原市都市計画マスタープラン」に基づいた都市基盤の整備を行い、障害者が安心して移動できるよう、またノンステップバスの運行にも支障のないように、道路、歩道等の整備・改修を促進します。 また、歩道や道路上の不正使用物件等の撤去の指導に努めます。	道路課 都市計画課

施策名	施策の内容	担当課等
公共的施設等のバリアフリー化の促進	<p>関係部署と連携し、学校や公共施設、市営住宅、公園等の新たな施設整備にあたっては、バリアフリー化を促進するとともに、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を推進します。</p> <p>また、商業施設、医療機関、賃貸住宅等の障害者が利用する施設においても、バリアフリー化を図るよう普及・啓発に努めます。</p>	都市計画課 総務課 建築住宅課
公共施設バリアフリー	<p>「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、障害者、高齢者、子育て世代など、すべての人がストレスなく快適に利用できる施設を目指し、多目的トイレの設置や段差の解消、スロープの設置など、バリアフリー化を意識した施設整備を行います。</p> <p>また、ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、エレベーターや自動ドア、高さの異なる手すりの設置、ピクトグラムを使った案内表示などを考慮した施設整備を行います。</p>	総務課
学校施設バリアフリー	<p>学校は、災害時の避難所としても指定されていることから、階段や段差などのバリアフリー化を推進するとともに、スロープや手すりの設置、トイレの洋式化を推進します。</p>	教育総務課
住宅のバリアフリー化の周知	<p>住宅のバリアフリー化の専門的アドバイスとともに、住宅改造又は住宅改修の公的助成制度の周知に努めます。</p>	福祉課 高齢者幸福課

(2) 防災・防犯対策の推進

現状と課題／施策の方向

障害のある人が安心して地域で生活していくためには、防災や防犯の対策も積極的に展開していく必要があります。特に、障害のある人を含む、自力では避難することが困難な人の円滑な避難支援や安否確認の実施には、地域住民、自治会、見守り隊、自主防災組織など、地域の幅広い協力が不可欠です。避難行動に支援が必要な人の災害時の安全を確保するため、多くの人の参加を促すとともに、障害に配慮した情報伝達手法についての検討や、避難所での障害への配慮を充実していく必要があります。

アンケート調査では、災害時の困りごととして、「投薬や治療が受けられない」、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が上位に挙げられています。

障害のある人の意見も踏まえながら、災害時の避難支援を円滑に行うための防災訓練・避難訓練の実施と避難所における合理的配慮の提供を図りながら、災害対策を強化していくとともに、障害のある人が犯罪被害に遭わないよう、警察をはじめとする関係機関と連携しながら注意喚起を行い、防犯対策に取り組みます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課等
正しい障害理解による対応の促進	災害時の情報提供や避難誘導、犯罪発生時などに地域の障害者に適切な対応ができるよう、地域の住民や様々な関係機関・団体等において、正しい情報の理解と意思疎通のできるボランティア等の人材育成等を促進します。 また、障害者と介護者が安心して避難できるよう、福祉避難所の確保に努めます。	福祉課
災害時の情報提供の整備	災害時の災害情報を適時に入手できるよう、よいちメール・市ホームページ、防災行政無線等による災害情報の提供を行います。	危機管理課

施策名	施策の内容	担当課等
地域ぐるみの防災訓練の実施	社会福祉施設の管理者に対し、非常災害対策計画や避難確保計画に基づき、職員、利用者の防災訓練を定期的実施するとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するよう指導します。	危機管理課
緊急連絡体制の確保	社会福祉施設等へのメール、携帯電話等を活用した、災害時に必要な情報を確実に双方向で連絡できる体制づくりを推進します。	福祉課
施設の弾力的運用	災害時における弾力的運用を図り、被災した障害者に対する支援に努めます。	福祉課
犯罪被害、消費トラブル防止体制の整備	防犯情報や、障害者の消費トラブルの防止に向けた悪徳商法や製品事故に関する情報等について、様々な広報媒体の活用や自治会、民生委員、障害者相談員、消費生活相談員、警察官などの巡回連絡等により周知し、地域の防犯体制の整備を図ります。	生活環境課 危機管理課 福祉課 高齢者幸福課